ハ　法第七十二条の二第一項の規定による繰入金（介護納付金の納付に要する費用に係る部分（当該都道府県内の全ての市町村に係る市町村別納付金減算額に係る部分を除く。）に限る。）の額

ニ　法第七十五条の規定により交付を受ける補助金（介護納付金の納付に要する費用に係る部分に限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（介護納付金の納付に要する費用に係る部分に限る。）の額

ホ　その他国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（介護納付金の納付に要する費用（介護納付金の納付に関する事務の執行に要する費用を除く。）に係る部分に限る。）のための収入の額

3　第一項第二号イ(1)の介護納付金納付金所得係数は、各都道府県につき、当該都道府県の条例で定める基準に従い、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数を基準として、当該都道府県の知事が定める数とする。

一　当該年度における当該都道府県に係る介護納付金賦課被保険者一人当たりの所得額の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額

二　当該年度における全ての都道府県に係る介護納付金賦課被保険者一人当たりの所得額の見込額として厚生労働大臣が定める額

4　第一項第二号イ(2)の介護納付金納付金所得等割合は、当該都道府県内の各市町村につき、次のいずれかに掲げる数のうち、当該都道府県の条例で定めるものとする。

一　イに掲げる額をロに掲げる額で除して得た数

イ　(1)に掲げる額に(2)に掲げる数を乗じて得た額

(1)　当該年度における当該市町村に係る介護納付金賦課被保険者一人当たりの所得額の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額

(2)　当該年度における当該市町村に係る介護納付金賦課被保険者の見込数として厚生労働省令で定めるところにより算定される数

ロ　(1)に掲げる額に(2)に掲げる数を乗じて得た額

(1)　前項第一号に掲げる額

(2)　当該年度における当該都道府県に係る介護納付金賦課被保険者の見込数として厚生労働省令で定めるところにより算定される数

二　次に掲げる数を合算して得た数

イ　(1)に掲げる数に(2)に掲げる数を乗じて得た数

(1)　前号に掲げる数

(2)　当該都道府県に係る介護納付金納付金所得割指数

ロ　(1)に掲げる額を(2)に掲げる額で除して得た数に(3)に掲げる数を乗じて得た数

(1)　当該年度における当該市町村に係る介護納付金賦課被保険者一人当たりの固定資産税額等の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額に前号イ(2)に掲げる数を乗じて得た額

(2)　当該年度における当該都道府県に係る介護納付金賦課被保険者一人当たりの固定資産税額等の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額に前号ロ(2)に掲げる数を乗じて得た額

(3)　一からイ(2)に掲げる数を控除した数

5　第一項第二号ロの介護納付金賦課被保険者数等割合は、当該都道府県内の各市町村につき、次のいずれかに掲げる数のうち、当該都道府県の条例で定めるものとする。ただし、当該都道府県の条例で同号イ(2)の介護納付金納付金所得等割合を前項第二号に掲げる数とする場合にあつては、第二号に掲げる数とする。

一　イに掲げる数をロに掲げる数で除して得た数

イ　前項第一号イ(2)に掲げる数

ロ　前項第一号ロ(2)に掲げる数

二　次に掲げる数を合算して得た数

イ　(1)に掲げる数に(2)に掲げる数を乗じて得た数

(1)　前号に掲げる数

(2)　当該都道府県に係る介護納付金納付金被保険者均等割指数

ロ　(1)に掲げる数を(2)に掲げる数で除して得た数に(3)に掲げる数を乗じて得た数

(1)　当該年度における当該市町村に係る介護納付金賦課被保険者が属する世帯の見込数として厚生労働省令で定めるところにより算定される数

(2)　当該年度における当該都道府県に係る介護納付金賦課被保険者が属する世帯の見込数として厚生労働省令で定めるところにより算定される数

(3)　一からイ(2)に掲げる数を控除した数

6　第一項第三号の介護納付金納付金基礎額調整係数は、各都道府県につき、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県内の全ての市町村に係る当該年度における同項第一号に掲げる額に同年度における同項第二号に掲げる数を乗じて得た額に当該介護納付金納付金基礎額調整係数を乗じて得た額の総額が同項第一号の当該都道府県に係る介護納付金納付金算定基礎額に等しくなるよう、当該都道府県の知事が定める数とする。

7　第四項第二号イ(2)の介護納付金納付金所得割指数及び第五項第二号イ(2)の介護納付金納付金被保険者均等割指数は、それぞれ、零を超え、かつ、一未満の数であつて、当該都道府県の条例で定める範囲内において当該都道府県の知事が定める数とする。

（市町村別納付金加算額）

第十二条　第八条第四号の市町村別納付金加算額は、当該年度における当該市町村に係る次に掲げる額の合算額とする。

一　法第七十条第一項の規定により国が当該市町村が属する都道府県に対して負担する額について、同条第二項の規定の適用がないものとして算定した額から同項の規定を適用して算定した額を控除した額のうち当該市町村に係る額の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額

二　その他当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用に充てるものとして当該市町村の納付金額に加えるべき額

（市町村別納付金減算額）

第十三条　第八条第五号の市町村別納付金減算額は、当該年度における当該市町村に係る次に掲げる額の合算額とする。

一　イ又はロに掲げる額のうち都道府県が定めるいずれかの額

イ　次に掲げる額の合算額

(1)　法第七十条第三項の規定による負担金（当該市町村に係る部分に限る。）の額

(2)　法第七十二条の二第二項の規定による繰入金（当該市町村に係る部分に限る。）の額

ロ　零

二　イ又はロに掲げる額のうち都道府県が定めるいずれかの額

イ　法第八十一条の三第四項の規定による負担金（当該市町村に係る部分に限る。）の額

ロ　零